

役員報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人幸福会の役員報酬について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事長及び監事並びに評議員・委員会委員を言う。

(理事長の報酬)

第3条 役員中、当法人を代表する理事長は、人事・労務・財務・運営等のすべての職務を総括的に分掌するとともに、法人経営の最高責任者としての責務を負う等を考慮して、別表1に基づき日当を支給するものとする。(理事会等の出席については、別表2により支払うものとする。)

但し、法人の経営状況が著しく悪化した場合は、年度の途中であっても報酬の支給について、一時的に減額又は停止等の制限措置を講ずることができるものとする。

(理事会等への出席)

第4条 役員が理事会等及び研修会等に出席した場合、別表2により報酬を支払うことができる。

(役員報酬への無償性)

第5条 理事長を除く役員が理事会等の出席以外で法人及び施設運営業務に当たっても報酬は支払わない。

2 監事が法人の監査業務に当たっても報酬は支払わない。

(旅費)

第6条 第3条から前条にいたる業務のため出席した場合は、幸福会旅費規則により旅費を支給することができる。

(適用除外)

第7条 施設の職員を兼務する役員には、別表2の日当は支払わない。ただし、理事会等が施設外で開催された場合はこの限りではない。

(改正)

第8条 本規程を改正する必要があるときは、理事会の議を経て改正するものとする。

附則

この規程は、平成17年3月25日から施行する。

改正後この規程は、平成25年10月1日から適用する。

(役員報酬規程)

別表 1

報酬名称	報 酬
理事長	10,000円/日

別表 2

報酬名称	報 酬	日 当
理事会出席報酬等	食事代相当額	2,500円
評議員会出席報酬等	食事代相当額	2,500円
委員会出席報酬等	食事代相当額	2,500円